

福島県行政書士会補助者規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島県行政書士会（以下「本会」という。）会則第48条第3項の規定に基づき行政書士又は行政書士法人（以下「会員」という。）が置く補助者について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において「補助者」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第5条（第12条の3により準用される場合を含む。）に定める者であつて、会員が法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うにあたり、当該会員の指揮命令を受けて、当該業務に関する事務を補助する者をいう。

(補助者の設置)

第3条 会員は、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。

2 前項の補助者を置いたときは、本会に届け出なければならない。

(不適格事由)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 一 法第2条の2第一号から第八号までのいずれかに該当する者
- 二 会員から懲戒解雇され、その日から3年を経過していない者
- 三 会員の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者
- 四 臨時に使用する者

(会員の責務)

第5条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならない、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならない。

2 会員は、補助者に対し法第12条の例により秘密を守るよう教示しなければならない。

3 会員は、補助者を第17条に定める研修会に参加させる等、常に補助者の資質の向上に努めなければならない。

4 会員が、法第14条又は第14条の2の規定により業務の停止処分を受けたときは、補助者にも業務に関する事務を行わせてはならない。

5 補助者の勤務形態について、会員は、労働関係の法令に抵触しないよう自らの責任において整備しなければならない。

6 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせたことにより依頼者又は第三者に損害を与えたときは、正当な事由がない限り、当然にその責任を負わなければならない。

(補助者事務の対価)

第6条 補助者事務の対価は、補助者を設置した会員の行政書士報酬の中から支払われなければならない。

（補助者の設置手続）

第7条 会員は、補助者を置いたときは、15日以内に、次の各号に定める書類を添付して補助者設置届（様式福補第1号）正副2通を会員の所属する支部（以下「支部」という）を経由して、本会に提出しなければならない。

- 一 補助者となる者の履歴書
- 二 会員の誓約書（様式福補第2号の1）
- 三 補助者の誓約書（様式福補第2号の2）
- 四 補助者となる者の住民票の写（届出の日前3月以内に交付を受けたもの）
- 五 補助者となる者の写真3枚（届出の日前3月以内に撮影された縦3.0センチメートル横2.5センチメートルの無帽かつ正面上半身の背景のないもの）

2 本会は、会員から前項の補助者設置届の提出があったときは、これを受理する。ただし、補助者となる者が第4条に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められる場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにも拘わらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、この限りでない。

3 会員は、補助者を置いたときは、補助者名簿を備えこれに住所氏名を記載し、補助者に提出させた次に掲げる書類と共に保存しておかなければならない。

- 一 履歴書（写真添付）
- 二 住所を証する書面

（補助者名簿）

第8条 本会には設置届けに基づく行政書士補助者名簿（様式福補第3号、以下「補助者名簿」という。）の正本を置き、副本は支部に保管する。ただし、第7条の補助者設置届を編綴してこれを行政書士補助者名簿とすることができる。

（補助者証及び補助者証の有効期間並びに補助者章）

第9条 本会は、会員からの補助者設置届を受理したときは、会員に補助者証（様式福補第4号の1又は様式福補第4号の2）及び補助者徽章を交付する。ただし、徽章は有償とする。

2 補助者設置後最初の補助者証の有効期間は補助者証発行の日から2ヶ年とし、第12条に規定する更新後の補助者証の有効期間は補助者証発行の日から5ヶ年とする。

3 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者証を携帯させるとともに、補助者章を着用させなければならない。

（報告又は資料の提出）

第10条 本会は、会員が設置した補助者に関し必要があるときは、当該会員に対し、期限を定めて報告又は資料の提出を求めることができる。

（補助者証の返納）

第11条 本会は、会員の設置した補助者について、第4条第二号から第五号に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められるに至った場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにも拘わらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、当該会員に対し補助者証の返納を求めることができる。

(補助者証の更新)

第 12 条 会員は、補助者証有効期間満了日の 3 ヶ月前から有効期間満了日まで、補助者証の更新申請を行わなければならない。

2 補助者証の更新は、補助者証更新申請書（様式福補第 5 号）に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

- 一 補助者証の写
- 二 住民票の写（届出の日前 3 月以内に交付を受けたもの）
- 三 写真（第 7 条第 1 項第五項に準ずる）

3 本会は、会員から前項の補助者証更新申請書の提出があったときは、遅滞なく、会員に新補助者証を交付する。但し、当該補助者について第 4 条第二号から第五号に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められるに至った場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにも拘わらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、この限りでない。

4 新たに補助者証の交付を受けた後は、速やかに旧補助者証を本会へ返納しなければならない。

(補助者証の記載事項の変更)

第 13 条 会員は、補助者証の記載内容に変更が生じたときは、その事実を証する書面及び補助者証の写を添付して、15 日以内に、行政書士補助者異動届（様式福補第 1 号）正副 2 通を支部を経由して本会に提出しなければならない。

- 一 氏名変更の場合
 - ア 補助者証の写
 - イ 届出の日前 1 月以内に交付を受けた変更後の戸籍抄本
 - ウ 写真（第 6 条第 2 項第五号に準ずる）

二 住所変更の場合

- ア 届出の日前 1 月以内に交付を受けた変更後の住民票の写

2 本会は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した新たな補助者証を会員に交付する。

3 会員は、新たに補助者証の交付を受けた後は、速やかに旧補助者証を本会へ返納しなければならない。

(補助者証及び補助者徽章の再交付)

第 14 条 会員は、補助者から補助者証又は補助者徽章を紛失又はき損した旨の申出があったときは、遅滞なく、補助者証・補助者徽章再交付申請書（様式福補第 6 号）を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の届出があったときは、補助者証又は補助者徽章を会員に再交付する。

(補助者の廃止)

第 15 条 会員は、補助者を廃止したときは、その理由を明記した行政書士補助者廃止届（様式福補第 1 号）に補助者証を添えて、14 日以内に所属支部を経由し、本会に提出しなければならない。

ならない。

(補助者の身分の喪失)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助者はその身分を失う。

- 一 法第6条の5第1項により登録取消の処分を受けたとき。
- 二 法第7条第1項又は第2項により登録抹消の処分を受けたとき。
- 三 法第13条の19第1項又は第2項に該当するに至ったとき。

2 補助者がその身分を失った場合には、すみやかに、補助者証を本会に返還しなければならない。

(補助者の研修)

第17条 本会は、会員の第5条第3項に定める責務の履行に資するため、実費を徴収して、補助者に対する研修会を開催することができる。

(不利益処分)

第18条 本会は、会員が本規則に違背する行為を行ったときは、当該会員に対して、本会会則第18条の2に定める会員の処分を行うことができる。

(費用)

第19条 本会は、この規則に定める手続にかかる費用については別に定める。

(補助者に関する報告)

第20条 会員は、毎年2月末日までに、補助者の勤務状況報告書(様式福補第7号)を提出しなければならない。

2 本会は、前項のほか、この規程に定める補助者に関して必要あるときは、会員に対し、期間を定めて報告又は資料の提出を求めることができる。

3 会長は、前2項の規程により提出された報告又は資料によりこの規程に違反していると判断したとき、又は報告若しくは資料の提出のないときは、必要な措置を執ることができる。

(届出の催告)

第21条 本会は、必要がある場合は、会員に対して補助者の届出、退職又は解雇若しくは異動の届出を行うよう催告することができる。

(証明)

第22条 補助者又は補助者であった者は、行政書士の業務を直接補助する業務に従事した期間について、本会に証明を求めることができる。

(保存)

第23条 本会は、この規則に基づいて本会に提出された書類を、提出された日から10年間保存しなければならない。

(改廃)

第24条 この規則を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成12年11月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月4日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年3月17日から施行する。

- 2 この規則の施行により、平成19年12月4日より適用されていた福島県行政書士会行政書士補助者規程は廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月17日から施行する。ただし、第4条第1項第一号については4月1日から適用する。

様式福補第1号

年 月 日

行政書士補助者設置（異動・廃止）届

福島県行政書士会
会 長

様

会 員 番 号

事務所所在地

行政書士氏名

職印

法人の名称

事務所の名称

(代表)社員

職印

次の補助者を ☐ 置く ☐ こととし次のとおり補助者に異動がありましたので、行政書
置かない

士法施行規則第5条第2項の規定によりお届けします。

(新) 補助者の住所及び氏名

(旧) 補助者の住所及び氏名

生 年 月 日

履 歴 事 項

* 必要のない文字は、抹消すること。

様式福補第2号の1

年 月 日

誓 約 書

福島県行政書士会
会 長

様

会 員 番 号
事務所所在地
行政書士氏名
法人の名称
事務所の名称
(代表)社員

職印

職印

私
本行政書士法人

は、行政書士補助者設置届を提出するに際し補助者の異動・廃止につ

いての届を怠らないと共に行政書士法・会則等の違反なく、指導監督を行うことを誓約いた
します。

上記に違背した場合は如何なる処分を受けても異議はありません。

様式福補第2号の2

年 月 日

誓 約 書

福島県行政書士会
会 長

様

会 員 番 号

事務所所在地

行政書士氏名

法 人 の 名 称

事務所の名称

(代 表) 社 員

補助者の住所

補助者の氏名 (署名)

印

私は、貴会に行政書士補助者として届出されるにあたり、以下の通り誓約いたします。

記

- 1 私は、行政書士法第2条の2第一号ないし第八号までのいずれにも該当いたしません。
- 2 私は、行政書士制度の目的を害するおそれのある行為をいたしません。
- 3 私は、会員及び貴会の指導監督に従い、補助者として不適格とされる行為をいたしません。
- 4 上記に違背した場合は如何なる処分を受けても異義はありません。

様式福補第3号

行政書士補助者名簿

行政書士	氏 名			性別	
	所属支部		会員番号		
	事 務 所				
行政書士法人	法人の名称		事務所の名称		
	所属支部		会員番号		
	事務所所在地				

補 助 者

氏 名			性別	
生年月日				
住 所				
使用開始年月日		補助者証 交付番号		
解職・退職年月日				
写真				
備考				

様式福補第4号の1

(表)

補 助 者 証	
	氏 名 _____
	生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	届 出 番 号 _____ 年 第 _____ 号
	有効年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	所属事務所所在地 _____
事 務 所 _____	
上記の者は本会会員の補助者であることを証明する。 福島県行政書士会 印	

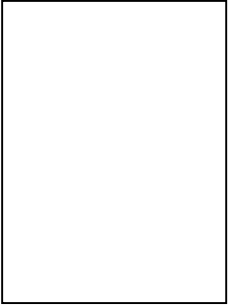
(裏)

《注 意 事 項》
1. 本証は他人に貸与しないこと。 2. 本証の記載事項は勝手に書き換えないこと。 3. 氏名を変更したときは、遅滞なく届出ること。 4. 本証を滅失したときは、その旨届出て再交付を受けること。 5. 退職したときは、本会に返還すること。 6. 本証は業務執行中常に携帯すること。

補助者証の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式福補第4号の2

(表)

補 助 者 証	
	氏 名 _____
	生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	届 出 番 号 _____ 年 第 _____ 号
	有効年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	所属事務所所在地 _____
	法人の名称 _____
事務所の名称 _____	
上記の者は本会会員の補助者であることを証明する。 福島県行政書士会 印	

(裏)

《注 意 事 項》
1. 本証は他人に貸与しないこと。 2. 証の記載事項は勝手に書き換えないこと。 3. 氏名を変更したときは、遅滞なく届出ること。 4. 本証を滅失したときは、その旨届出て再交付を受けること。 5. 退職したときは、本会に返還すること。 6. 本証は業務執行中常に携帯すること。

補助者証の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式福補第5号

行政書士補助者証更新申請書

年 月 日

福島県行政書士会
会 長 様

会 員 番 号	
事務所所在地	
行政書士氏名	職印
法人の名称	
事務所の名称	
(代表)社員	職印

福島県行政書士会補助者規則第12条の規定により、補助者証更新の申請をいたします。

記

更新を受ける補助者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

様式福補第6号

補助者証 補助者徽章 再交付申請書 年 月 日 福島県行政書士会 会 長 様 会 員 番 号 事務所所在地 行政書士氏名 法人の名称 事務所の名称 (代表)社員 職印 職印 下記の理由により 補助者証 の再交付をしてくださるよう申請いたします。 補助者徽章 なお、紛失、き損した補助者証・補助者徽章を発見したときは、直ちに返還いたします。 記			
再交付を求める事項		補助者証 補助者徽章	
補助者氏名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日			
住 所			
理 由			
備 考			

※ 「補助者証」「補助者徽章」中、不要の文字は消すこと。

様式福補第7号

年度補助者勤務状況報告書

福島県行政書士会

会 長

様

年 月 日

会 員 番 号

事務所所在地

行政書士氏名

職印

法人の名称

事務所の名称

(代表)社員

職印

当事務所の行政書士補助者の勤務状況を下記のとおり報告いたします。

記

補助者住所	
補助者氏名	
届出番号	
勤務期間	年 月 日 ～ 年 月 日

年	月	勤 務 日 数
年	1 月	日
年	2 月	日
年	3 月	日
年	4 月	日
年	5 月	日
年	6 月	日
年	7 月	日
年	8 月	日
年	9 月	日
年	1 0 月	日
年	1 1 月	日
年	1 2 月	日